【小学校就学予定者版】
保護者のみなさまへ

就学援助（小学校入学前準備金）制度のお知らせ

流山市教育委員会

流山市では、経済的な理由でお困りのご家庭に対し、お子さんの入学準備費用を初め、学用品費や学校給食費などの一部を援助する就学援助制度を設けています。

小学校入学前に、就学援助制度で入学準備金の受給を希望される方は、流山市教育委員会学校教育課まで申請してください（郵送可）。

※申請書は流山市教育委員会学校教育課にありますので、必要な場合は、教育委員会までお越しいただきますようお願い致します。

なお、就学援助制度は、年度ごとの認定になります。**小学校入学後も引き続き就学援助制度を希望される場合は、今回の申請とは別に、入学後にも申請の必要があります。**

※流山市立小学校では入学式後に学校から申請用紙を配付します。

１　就学援助（小学校入学前準備金）が受けられる方

来年度小学校就学予定者の保護者の方で、次のいずれか一つに該当する流山市民の方

１　生活保護の停止や廃止（世帯状況の変更による停廃止を除く）で新入学学用品の準備が困難な場合。
２　児童扶養手当（ひとり親家庭，親以外の方が養育者の家庭が対象の手当）を受給している場合。
３　生活保護に準ずる程度の所得（世帯の令和４年１月～令和４年１２月の収入額が下表程度）のため生活が困難である場合。

※上記以外の対象条件については、【令和５年度就学援助制度のお知らせ】でご確認ください。
※令和４年の所得額が基準を超えるが、令和５年１月以降に失業、転職、病気等の理由により、現に生活が困難となっている場合についても審査により就学援助が受けられる可能性があります。

生活保護受給中の方は、生活保護費から支給されるため、就学援助は受けられません。

２　認定基準額の例

世帯人員	世　帯　構　成	居　住	基準となる世帯全員の年間所得額
２人	母３３歳、子８歳	借　家	約２６８万円
３人	父４１歳、母３８歳、子１０歳	借　家	約２９２万円
４人	父４１歳、母３８歳、子１１歳、子１３歳	借　家	約３５４万円
２人	母３３歳、子８歳	持　家	約１８９万円
３人	父４１歳、母３８歳、子１０歳	持　家	約２１３万円
４人	父４１歳、母３８歳、子１１歳、子１３歳	持　家	約２７５万円

※上記の表は、世帯人数、年齢、家賃の有無により異なりますので、目安としてご覧ください。
※家族全員の令和４年分の所得を合算して認定します。

裏面あり

３ 小学校就学予定者への就学援助費の内容

支給項目	支給額
入　学　準　備　金	５４，０６０円 ※１

※１…令和６年度の予定金額

※小学校入学後に４月分からの就学援助の認定を受けた方で、今回の申請で入学準備金の支給を受けていない方に対しては、「新入学学用品費」として「入学準備金」と同額の給付を行う予定です。
※小学校入学後に申し込むことのできる就学援助の内容は、学用品費や修学旅行費等の補助、給食費の免除等となります。金額等詳細は、入学後に配付されるお知らせをご覧下さい。

４ 申請方法・注意事項

(1) ご希望の方は「小学校入学前準備金申請書」にて流山市教育委員会学校教育課へ直接ご申請ください（郵送可）。
(2) 令和４年の所得が算定基準となりますので、所得申告をしていない場合は算定できません。
(3) **申請は令和５年１１月１日（水）から令和５年１２月１５日（金）（必着）まで**です。
※期限（令和５年１２月１５日（金））に間に合わなかった場合、今回の小学校入学前準備金は申請を見送らせていただきます。上記のとおり、４月以降、「新入学学用品費」として「入学準備金」と同額の給付を行う予定ですので、そちらで申請ください。
(4) **申請理由によって必要な添付書類があります（詳しくは申請書をご確認ください）。**
(5) 添付書類の不足や申請書の記入漏れがあると審査が滞り支給時期が遅れます。
※書類不備の場合は、流山市学校教育課より、申請書にご記入頂いた番号にお電話します。着信できる状態にしておいて頂くか、留守電・折り返しの連絡等の対応をお願いします。
※令和５年１２月２０日（水）を超えても書類不備の場合、今回の小学校入学前準備金の支給ができません。提出前に再度書類の確認をお願いします。
(6) 申請後、生活保護受給開始や住所及び世帯状況の変更等があった場合は必ずご連絡ください。
(7) 【表面】冒頭にも記載のとおり、就学援助制度は、年度ごとの認定になります。**小学校入学後も引き続き就学援助制度を希望される場合は、今回の申請とは別に、入学後にも申請の必要があります。**
※流山市立小学校では入学式後に学校から申請用紙を配付します。

５ 就学援助費の支給

(1) 流山市教育委員会で審査を行った認定結果を郵送にてお知らせいたします。
(2) 認定された方には、振込通知を郵送し、上表の該当する金額について申請書に記載の口座へ振込みます。
(3) 書類不足なく申請頂いた方には、１月下旬から２月上旬に振込予定です。

【問合せ・申請先】
〒２７０－０１９２
流山市平和台１－１－１　流山市教育委員会　学校教育課　就学援助担当
（直通電話　０４－７１５０－６１０４）